

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護 職員の員数 が基準に満た ない場合	注 介護職員の 員数が基準 に満たない場 合	注 個別機能訓 練加算	注 夜間看護体 制加算	注 医療機関連 携加算	注 障害者等支 援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (564 単位)	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位		
	要介護2 (632 単位)							
	要介護3 (705 単位)							
	要介護4 (773 単位)							
	要介護5 (844 単位)							
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 97単位)								
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 (564 単位)	×70/100	×70/100	1日につき +10単位				
	要介護2 (632 単位)							
	要介護3 (705 単位)							
	要介護4 (773 単位)							
	要介護5 (844 単位)							
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ 算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)							
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計						

訪問介護  
-身体介護 所要時間15分未満の場合 99単位  
所要時間15分以上30分未満の場合 199単位  
所要時間30分以上1時間30分未満の場合 271単位  
に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位数  
所要時間1時間30分以上の場合 580単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに37単位を加算した単位数  
-生活援助 所要時間15分未満の場合 50単位  
所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した単位数  
所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 226単位  
所要時間1時間15分以上の場合 271単位  
-通院等乗降介助 1回につき 90単位  
-他の訪問系サービス及び通所系サービス  
通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100  
-福祉用具貸与  
通常の福祉用具貸与と同様  
※ ただし、基本部分も含めて要介護別々に定める限度を上限とする。

※ 限度額	要介護1	17,146 単位
	要介護2	19,213 単位
	要介護3	21,432 単位
	要介護4	23,499 単位
	要介護5	25,658 単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす			
車いす付風呂			
特殊寝台			
特殊寝台付風呂			
床ずれ防止用具			
体位変換器	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
手すり			
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト			
自動排泄処理装置			

：特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)